



福岡医発第 1284 号 (地)
令和 5 年 8 月 18 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

厚生労働省「疑義解釈資料の送付について (その 55)」の送付について

今般、厚生労働省保険局医療課より疑義解釈が発出されましたので、別添のとおりお送りいたします。

つきましては、本件について、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本資料につきましては、本会ホームページ会員専用「令和 4 年度診療報酬改定について」(https://www.fukuoka.med.or.jp/members/iryo_hoken/shinryo/h30_copy_copy_2.html)に掲載いたしますので、ダウンロードの上、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

日医発第 904 号（保険）
令和 5 年 8 月 10 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その 55）」の送付について

令和 4 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和 4 年 3 月 4 日付け（保 305）「令和 4 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省より、令和 4 年度診療報酬改定に関する Q & A「疑義解釈資料の送付について（その 55）」が発出されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

疑義解釈資料の送付について（その 55）

（令 5.8.9 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事 務 連 絡
令和 5 年 8 月 9 日

地 方 厚 生（ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 55）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件(令和 4 年厚生労働省告示第 54 号)等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 1 号）等により、令和 4 年 4 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

(別添)

医科診療報酬点数表関係

【SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出（定性）】

問1 令和2年5月13日付けで保険適用された SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出（定性）を実施する際に用いるものとして、「SARS-CoV-2 抗原の検出（COVID-19 の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和5年8月9日付けで薬事承認された「SARS-CoV-2 抗原迅速検査キット [ジェネティックラボ]」（ユーロフィンジェネティックラボ株式会社）はいつから保険適用となるのか。

（答）令和5年8月9日より保険適用となる。

【SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出（定性）】

問2 令和3年5月12日付けで保険適用された SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出（定性）を実施する際に用いるものとして、「SARS-CoV-2 抗原及びインフルエンザウイルス抗原の検出を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和5年8月9日付けで薬事承認された「Vトラスト SARS-CoV-2 + Flu Ag」（ニプロ株式会社）はいつから保険適用となるのか。

（答）令和5年8月9日より保険適用となる。

【SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出】

問3 令和2年3月6日付けで保険適用された SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出を実施する際に用いるものとして、「体外診断用医薬品のうち、使用目的又は効果として、SARS-CoV-2 の検出（COVID-19 の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和5年8月9日付けで薬事承認された「コバス SARS-CoV-2 Duo」（ロシュ・ダイアグノスティックス株式会社）はいつから保険適用となるのか。

（答）令和5年8月9日より保険適用となる。

【SARS-CoV-2・RSウイルス核酸同時検出】

問4 令和4年7月1日付けで保険適用されたSARS-CoV-2・RSウイルス核酸同時検出を実施する際に用いるものとして、「SARS-CoV-2 及びRSウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品」とあるが、令和5年8月9日付けで薬事承認された「ジーンキューブHQ SARS-CoV-2/RSV 2.0」（東洋紡株式会社）はいつから保険適用となるのか。

（答）令和5年8月9日より保険適用となる。

【ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2を含む。）】

問5 令和2年7月22日付けでウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2を含む。）が保険適用されているが、これを実施する際に用いるものとして、令和5年8月9日付けで薬事承認された「BioFire SpotFire Rパネル」（バイオメリュー・ジャパン株式会社）はいつから保険適用となるのか。

（答）令和5年8月9日より保険適用となる。